第三条第二項の表第五十九条第一項の項の次に次のように加える。

第五十九条第二項の表	六十五歳到達月の翌月から法第四十三条第三項	六十五歳到達月の翌月から法第四十三条第二項又は第三項

第三条第二項の表第六十条の三、第六十二条第一項、第二項及び第四項並びに第六十三条各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第六十三条第三号	第百五条第一項	第百五条第二項

第三条第七項の表第一条の二の項及び第九条の二の項を削り、同表第二十六条の項中「平成二十五年改正法」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第三十六条第四号において「平成二十五年改正法」という。）」に改め、同表第三十六条第四号の項中「存続厚生年金基金」の下に「（平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）」を加える。

第三十二条第一項の表附則第三十三条第六項の項を次のように改める。

附則第三十三条第六項	第八十五条の二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金	保険料
	まで、第九十二条第一項及び第三項	まで
	規定を	規定並びに年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第四条の規定による改正後の第九十二条第一項、第二項及び第四項の規定を

第三十三条第一項の表附則第三十四条第七項の項を次のように改める。

附則第三十四条第七項	第八十五条の二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金	保険料
	まで、第九十二条第一項及び第三項	まで
	規定を	規定並びに年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第四条の規定による改正後の第九十二条第一項、第二項及び第四項の規定を

第四十九条第二項の表第五十四条第一項において準用する第三十九条の二第一項の項中「及び同法」を「、同法」に改め、「終了制度加入者等」の下に「及び同法第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であつた者」を加え、同表第五十四条第一項において準用する第三十九条の二第二項の項を次のように改める。

第五十四条第一項において準用する第三十九条の二第二項	年金給付等積立金	年金給付等積立金等
	加入員及び加入員であつた者	存続連合会が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負つている者

第四十九条第二項の表第五十四条第一項において準用する第三十九条の二第三項の項中「徴収する」の下に「額、存続連合会が平成二十五年改正法附則第六十三条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法及び平成二十五年改正法に基づき確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。）から移換を受ける額並びに存続連合会が平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法に基づき企業型年金（確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。）の資産管理機関（同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。）から移換を受ける」を加え、同表附則第六条において準用する附則第五条第一項第一号の項下欄中「除く。）」の下に「、存続連合会が平成二十五年改正法附則第六十三条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法及び平成二十五年改正法に基づき確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。）から移換を受ける額並びに存続連合会が平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。）の資産管理機関（同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。）から移換を受ける額」を加え、同表附則第六条において準用する附則第五条第二項の項中「及び同法」を「、同法」に改め、「終了制度加入者等」の下に「及び同法第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であつた者」を加え、同条第四項中「改正後確定拠出年金法施行令第二十条の二」を「次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行令」に、「次の表の上欄に掲げる同条の」を「同表の上欄に掲げる」に改め、同項の表第一項の項を次のように改める。

第二十条の二第一項	法第四十八条の三第一項に規定する企業年金連合会	企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会
		確定給付企業年金法第九十一条の八第一項第十二号
	連合会が	存続連合会が

	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第四十条第八項	存続連合会（平成二十五年改正法附則第三十三条第十三号に規定する存続連合会
	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百五十三条第十二号	存続連合会が

第四十九条第四項の表第二項の項中「第二項」を「第二十条の二第二項」に改め、同表に次のように加える。

第二十六条	企業年金連合会	存続連合会
	第五十四条の二第一項	平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する法第五十四条の二第一項